

ペルソナ STACIA カード&ペルソナ STACIA PiTaPa カード会員規約 一部変更のお知らせ

2022 年 9 月 16 日より、規約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

1.ペルソナ会員規約

現行	2022 年 9 月 16 日改定後
第3章 カード利用代金等の決済方法 第19条(代金決済口座および決済日) 3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係る<u>利用代金明細書情報</u>を支払期日までに<u>本会員の届出住所宛に送付または</u>当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します。(ただし、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。) <u>当社指定のウェブサイト</u>で閲覧する場合は、<u>VpassID 規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により閲覧することができます。</u>本会員は、<u>利用代金明細書</u>の内容に異議がある場合には、<u>利用代金明細書</u>受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は<u>利用代金明細書</u>を<u>送付</u>しない場合があります。	第3章 カード利用代金等の決済方法 第19条(代金決済口座および決済日) 3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係る<u>ご利用代金明細情報</u>を支払期日までに当社指定のウェブサイト閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します(ただし、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。)。 <u>会員は VpassID 規約、カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で当該通知が当社の法令上の義務に属しない場合には、本会員に対し書面による通知に係る当社所定の手数料を請求することができるものとします。</u>本会員は、<u>ご利用代金明細情報</u>の内容に異議がある場合には、<u>ご利用代金明細情報</u>受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが<u>書面による通知に係る手数料または</u>年会費のみの場合は<u>ご利用代金明細情報</u>を<u>通知</u>しない場合があります。
(2022 年 4 月改定)	(2022 年 9 月改定)

2.マイ・ペイすリボ会員特約

改定前	2022 年 9 月 16 日改定後
第1条(総則) 株式会社ペルソナ(以下「当社」という)に対し、ペルソナ会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。 第2条(カード利用代金の支払区分) 1. <u>本カードの支払区分は、会員規約第34条にかかわらず、当該カードショッピング代金が、本会員が本条第2項で指定する支払いコースの弁済金</u>(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、<u>当該弁済金(毎月支払額)</u>を超えた場合は<u>リボルビング払い</u>とします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。 2. 本カードの<u>弁済金(毎月支払額)</u>は、会員規約第34条にかかわらず、<u>支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円。但し、当社が適当と認めた場合は2万円以上1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします)または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。</u> 3. 前項に定める<u>弁済金(毎月支払額)</u>は、当社が	第1条(総則) 株式会社ペルソナ(以下「当社」という)に対し、ペルソナ会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方をマイ・ペイすリボ会員とします。 <u>また、当社が申込みを認めた日を契約成立日とします。</u> 第2条(カード利用代金の支払区分) 1. <u>本カード利用時の支払区分が1回払いまたはリボ払いの場合、会員規約第32条にかかわらず、当該カードショッピング利用代金については、毎月の締切日時点において、当該月の利用代金が、本条第2項に基づき本会員が指定した支払いコースの毎月支払額</u>(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、<u>当該月の毎月支払額</u>を超えた場合は<u>リボ払い</u>とします。なお、マイ・ペイすリボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。但し、当社が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。 2. 本カードの<u>毎月支払額</u>は、会員規約第34条にかかわらず<u>下記とします。なお、マイ・ペイすリボ会員が希望し当社が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。</u> <u>(1)元金定額コースの</u>支払いコースを指定したときに指定した金額(5千円または1万円。但し、当社が適当と認めた場合は2万円以上

定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額若しくは減額できるものとします。

4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。

(1)支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高(付利単位 100 円)に対し、当社所定の手数料率により年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した金額を 1 ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。

(2)新規に利用した代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条(支払方法の中止)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第4条(マイ・ペイすリボの設定)

マイ・ペイすリボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消すものとします。

第5条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

＜お支払い例(元金定額コース1万円の場合)＞
7月16日～8月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回(9月10日)お支払い(ご利用残高 50,000

1万円単位で指定した金額。また、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額とします)または当社が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額とします。

3. 前項に定める毎月支払額は、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額若しくは減額できるものとします。

4. 手数料額は下記の方法で算出するものとします。

(1)支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボ払いの未決済残高(付利単位 100 円)に対し、当社所定の手数料率により年 365 日(閏年は年 366 日)で日割計算した金額を 1 ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。

(2)新規に利用した代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日までの期間は手数料計算の対象としません。

第3条(支払方法の中止)

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当社の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第4条(マイ・ペイすリボの設定)

法令の定め、与信判断等により当社が必要と認めリボ払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボ払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすリボの設定は取消す場合がございします。

第5条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については会員規約を適用するものとします。

＜お支払い例(元金定額コース1万円の場合)＞

円) ①お支払い元金…10,000 円 ②手数料…ありません ③<u>弁済金</u>…10,000 円 ④お支払い後残高 50,000 円－10,000 円＝40,000 円 ◆第2回(10 月 10 日)お支払い ①手数料(9 月 11 日～9 月 15 日までの分)… 40,000 円×15.0%×5 日÷365 日＝82 円 ②お支払い元金…10,000 円 ③<u>弁済金</u>…10,082 円(①82 円＋②10,000 円) ④お支払い後残高…30,000 円(40,000 円－10,000 円)	7 月 16 日～8 月 15 日までに 50,000 円ご利用の場合 ◆初回(9 月 10 日)お支払い(ご利用残高 50,000 円) ①お支払い元金…10,000 円 ②手数料…ありません ③<u>毎月支払額</u>…10,000 円 ④お支払い後残高 50,000 円－10,000 円＝40,000 円 ◆第2回(10 月 10 日)お支払い ①手数料(9 月 11 日～9 月 15 日までの分)… 40,000 円×15.0%×5 日÷365 日＝82 円 ②お支払い元金…10,000 円 ③<u>毎月支払額</u>…10,082 円(①82 円＋②10,000 円) ④お支払い後残高…30,000 円(40,000 円－10,000 円)
(2016 年 12 月作成)	(2022 年 9 月作成)

3.個人情報の取扱いに関する同意条項

改定前	2022 年 9 月 16 日改定後
第12条(同意条項の位置付けおよび変更) 1. 本同意条項は本規約の一部を構成します。 2. 本同意条項は民法の定めに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。 個人情報保護管理者職名、所属および連絡先 職名：<u>取締役専務</u> 連絡先：株式会社ペルソナ 〒530-0013 大阪市北区茶屋町 19 番 19 号 アプローズタワー15 階	第12条(同意条項の位置付けおよび変更) 1. 本同意条項は本規約の一部を構成します。 2. 本同意条項は民法の定めに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。 個人情報保護管理者職名、所属および連絡先 職名：<u>取締役常務執行役員 カード営業本部長</u> 連絡先：株式会社ペルソナ 〒530-0013 大阪市北区茶屋町 19 番 19 号 アプローズタワー15 階
(2022 年 4 月改定)	(2022 年 9 月改定)

4.ソレーナ STACIA カード会員の個人情報の取扱いに関する特約

改定前	2022 年 9 月 16 日改定後
第 1 条(個人情報の収集、保有、利用) (3)商品名(阪急百貨店及び阪神百貨店利用分のみ)、支払区分、利用日、利用金額等、カードの利用内容に関する事項、Web・SNS 等の閲覧履歴、行動履歴等に関する情報。(以下「利用情報」といいます。) 2. 会員は、サービス提供契約に基づき当社と個人情報提供に関する契約を締結したイズミヤ(株)(以下「イズミヤ」といいます。)を含む H2O リテイリンググループ各社が、以下の目的に必要な範囲において属性情報、利用情報および前項(2)を電磁的データ等で提供を受けて、共同利用することに同意します。共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは、エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社とします。なお、H2O リテイリンググループ各社の社名につきましては、<u>本特約末尾記載のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の URL</u>をご覧ください。 (1)取得した情報を分析し、趣味・嗜好に応じた H2O リテイリンググループの商品・サービス・イベント(催し)・生活・文化等の各種情報の提供を行うため。ただし、会員は、本項の営業案内の送付停止または再開の申請を、当社または阪急阪神百貨店に対して行うことができます。 (2)取得した情報を分析し、市場調査・商品開発・リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。 (3)上記(1)(2)を含む H2O リテイリンググループ各社で利用する目的、範囲につきましては、<u>本特約末尾記載の弊社の URLにあるプライバシーポリシー</u>をご覧ください。 第 4 条(商品情報などの送付) 1. 会員は、第 1 条第 2 項(1)に定める各種案内に	第 1 条(個人情報の収集、保有、利用) (3)商品名(阪急百貨店及び阪神百貨店利用分のみ)、支払区分、利用日、利用金額等、カードの利用内容に関する事項、Web・SNS 等の閲覧履歴、行動履歴等に関する情報(以下「利用情報」といいます。) 2. 会員は、サービス提供契約に基づき当社と個人情報提供に関する契約を締結したイズミヤ(株)(以下「イズミヤ」といいます。)を含む H2O リテイリンググループ各社が、以下の目的に必要な範囲において属性情報、利用情報および前項(2)を電磁的データ等で提供を受けて、共同利用することに同意します。共同利用に係る個人情報の管理について責任を有するものは、エイチ・ツー・オー リテイリング 株式会社とします。なお、H2O リテイリンググループ各社の社名につきましては、<u>エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社のグループ企業一覧</u>(https://www.h2-oretailing.co.jp/ja/company/group.html)をご覧ください。 (1)取得した情報を分析し、趣味・嗜好に応じた H2O リテイリンググループの商品・サービス・イベント(催し)・生活・文化等の各種情報の提供を行うため。ただし、会員は、本項の営業案内の送付停止または再開の申請を、当社または阪急阪神百貨店に対して行うことができます。 (2)取得した情報を分析し、市場調査・商品開発・リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。 (3)上記(1)(2)を含む H2O リテイリンググループ各社で利用する目的、範囲につきましては、<u>当社のプライバシーポリシー</u>(https://www.persona.co.jp/privacy/)をご覧ください。

加え、当社から当社および当社が提携するサービス提供会社の特典、商品、サービス、営業案内などの各種案内が送付されることに同意します。当社が提携するサービス提供会社につきましては、本特約末尾記載の当社のURLをご覧ください。	第4条（商品情報などの送付） 1. 会員は、第1条第2項(1)に定める各種案内に加え、当社から当社および当社が提携するサービス提供会社の特典、商品、サービス、営業案内などの各種案内が送付されることに同意します。当社が提携するサービス提供会社につきましては、当社のホームページ(https://www.persona.co.jp)をご覧ください。
(2022 年 <u>4</u> 月改定)	(2022 年 <u>9</u> 月改定)

ソレーナ会員規約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。